

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2024 年 3 月 1 日

ペイクラウドホールディングス株式会社

(旧商号：アララ株式会社)

アララ株式会社

(旧商号：アララ分割準備株式会社)

2024年3月1日

東京都港区南青山二丁目24番15号
ペイクラウドホールディングス株式会社
代表取締役社長 尾上 徹

東京都港区南青山二丁目24番15号
アララ株式会社
代表取締役 門倉紀明

吸収分割に関する事後開示事項

ペイクラウドホールディングス株式会社（2024年3月1日付で「アララ株式会社」から商号変更。以下「吸収分割会社」といいます。）及びアララ株式会社（2024年3月1日付で「アララ分割準備株式会社」から商号変更。以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年10月13日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2024年3月1日（以下「本効力発生日」といいます。）を効力発生日として、吸収分割会社が営むソリューション事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2024年3月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 本吸収分割の差止請求について（会社法第784条の2）

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第789条）

本吸収分割に係る債務の承継は、重疊的債務引受の方法によっているため、本吸収分割に関し、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による
手続の経過
 - (1) 本吸収分割の差止請求について（会社法第 796 条の 2）
該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）
該当事項はありません。
 - (3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）
吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項に基づき、本吸収分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう 2024 年 1 月 26 日付で官報公告及び 2024 年 1 月 26 日付で開始した電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
吸収分割会社は、本効力発生日（2024 年 3 月 1 日）をもって、本吸収分割契約の定めに従い、同社の営むソリューション事業に関する資産、負債その他の権利義務を吸収分割承継会社に承継しました。
5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日
2024 年 3 月 14 日（予定）
6. その他本吸収分割に関する重要な事項
吸収分割会社と株式会社クラウドポイントとの間の 2023 年 10 月 13 日付株式交換契約に基づく株式交換は、本効力発生日（2024 年 3 月 1 日）をもって、その効力を生じております。

以上